

届出の必要な駐車場

五泉市内における駐車場の設置にあたっては、「駐車場法」(以下「法」)および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」)に基づき、技術的基準への適合および設置の届出が必要となる場合があります。また、変更する場合も届出が必要となります。

以下の条件すべてに該当する駐車場は届出が必要となります

1. 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される(注1)もの。
2. 自動車の駐車のために供される部分の面積(注2)が500㎡以上であるもの。
3. その利用について駐車料金を徴収する(注3)もの。

(注1)『一般公共の用に供される』とは

駐車場を利用する人の資格が限定されず、一般公衆の自由な利用に供される事をいい不特定多数の出入りが管理上制限できない駐車場はすべて一般公共の用と解釈される。よって、以下の駐車場は一般公共の用に供されているとは解しません。

ビル内事業所等に働く人またはビルに用がある人のみに限定され、それ以外の人の利用が原則的に制限される駐車場。
月極駐車場など、特定者の車のみを取り扱う駐車場。

(注2)『自動車の駐車のために供する部分の面積』とは

一般公共の用に供する駐車マスの合計面積です。

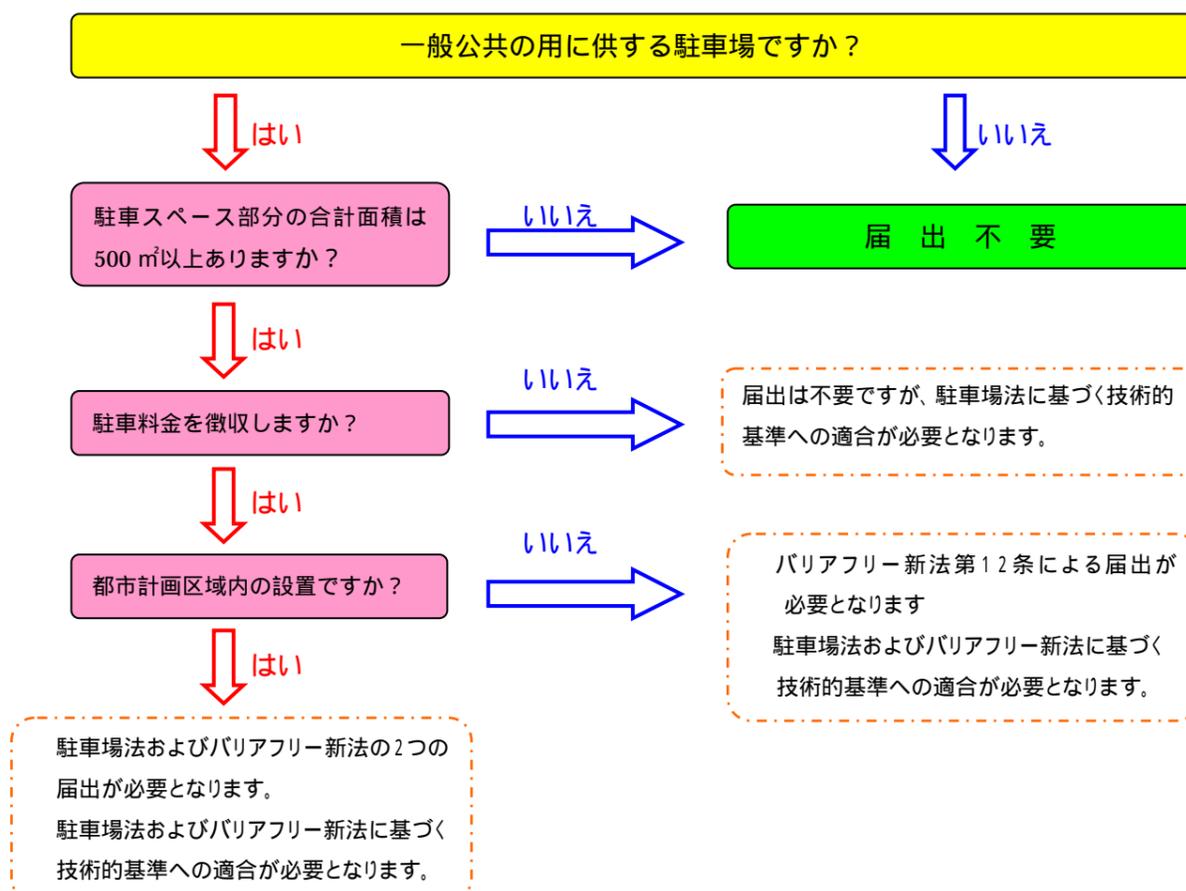
特殊装置の駐車のために供する部分の面積の算定にあたっては、(垂直・水平)循環方式などのように駐車のために供する部分に該当する車箱(ゲージ)、パレット(トレイ)などの面積の算出が容易なものについてはその面積によるものとし、その算出が困難なものについては、小型自動車または軽自動車(自動二輪車を除く)のみの駐車のために供する特殊装置については、自動車1台当たり12㎡とし、普通自動車(大型のバス・トラック等を除く)の駐車のために供することが出来る特殊装置については自動車1台当たり15㎡とみなして算出する。

(注3)『駐車料金を徴収する』とは

料金の徴収については、提携する商店等のレシートのチェックを行い、レシートの無いものまたは時間超過分について別途料金を支払うもの、一定時間無料のあと料金を徴収するもの、駐車場の直接の利用者以外の者が相当料金を支払うもの等を料金を徴収する駐車場として取り扱います。

一般駐車(時間駐車)と月極駐車車の双方を取り扱う駐車場について

一般駐車と月極駐車とのそれぞれの区域を明確にし、一般駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である場合に限り届出義務があります。また、月極駐車マスが限定できない場合、あるいは月極マスが状況により一般駐車のために供する可能性がある場合は、これらを一般駐車に含めて面積を算出します。



駐車場法の規定に基づく届出の種類

届出が必要とされた駐車場については、次の場合に届出が必要となります。また、届出に必要なものと届出時期は以下のとおりです。

(1) 路外駐車場を設置する場合、届出内容を変更する場合【駐車場法第12条】

路外駐車場設置(変更)届出書
駐車場法の技術的基準チェックリスト
添付図面

図面名称	内 容	縮 尺
位置図	・ 路外駐車場の位置を示したもの	1 / 10,000以上
平面図	・ 路外駐車場の区域、自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設、路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋を表示したもの ・ 各階平面図【建築物である路外駐車場の場合】	1 / 200以上
立面図	・ 建築物である路外駐車場の場合	1 / 200以上
断面図	・ 建築物である路外駐車場の場合	1 / 200以上
その他	・ 換気、照明装置等が駐車場法施行令に定める技術的基準を満たしていることを示すもの	

変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項に係る図面を添付すること

届出時期・・・新たに路外駐車場を設置しようとするときは、工事着工前であり、届け出ている事項を変更しようとするときは、変更しようとするときである

(2) 路外駐車場の供用を開始する場合【駐車場法第13条】

駐車場業務の運営の基本となるべき管理規程の作成と五泉市への届出が必要となります

路外駐車場管理規程届出書
管理規程
届出時期・・・供用開始後10日以内

(3) 管理規程の内容を変更した場合【駐車場法第13条】

路外駐車場管理規程変更届出書
変更後の管理規程(変更部分を朱書したもの)
届出時期・・・変更後10日以内

(4) 路外駐車場の全部または一部の供用を休止した場合【駐車場法第14条】

路外駐車場休止届出書
添付図面

図面名称	内 容	縮 尺
位置図	・ 路外駐車場の位置を示したもの	1 / 10,000以上
平面図	・ 休止する部分を表示したもの(一部休止の場合)	1 / 200以上

届出時期・・・休止後10日以内

(5) 路外駐車場の全部または一部の供用を廃止した場合【 駐車場法第14条 】

路外駐車場廃止届出書
添付図面

図面名称	内 容	縮 尺
位置図	・ 路外駐車場の位置を示したもの	1 / 10,000以上
平面図	・ 廃止する部分を表示したもの（一部廃止の場合）	1 / 200以上

届出時期・・・廃止後10日以内

(6) 路外駐車場の全部または一部の供用を再開した場合【 駐車場法第14条 】

路外駐車場再開届出書
添付図面

図面名称	内 容	縮 尺
位置図	・ 路外駐車場の位置を示したもの	1 / 10,000以上
平面図	・ 再開する部分を表示したもの（一部再開の場合）	1 / 200以上

届出時期・・・再開後10日以内

バリアフリー新法の規定に基づく届出の種類

(1) 特定路外駐車場を設置する場合、届出内容を変更する場合【 バリアフリー新法第12条 】

特定路外駐車場設置(変更)届出書
バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造および設備に関する基準チェックリスト
添付図面

図面名称	内 容	縮 尺
位置図	・ 特定路外駐車場の位置を示したもの	1 / 10,000以上
平面図	・ 特定路外駐車場の区域、路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路、その他の主要な施設	1 / 200以上

変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項に係る図面を添付すること

届出時期・・・新たに特定路外駐車場を設置しようとするときは、工事着工前であり、届け出ている事項を変更しようとするときは、変更しようとするときである

【 バリアフリー新法第12条第1項ただし書 】

駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、駐車場法第12条に基づく届出書に主務省令で定める書面(1)を添付して届け出たときは、特定路外駐車場設置(変更)届出書の提出は不要とする。

その際の添付図面は、路外駐車場車いす使用者用駐車施設・路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した1 / 200以上の平面図とする。（変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項に係る図面を添付すること）

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

問い合わせ先

〒959 - 1692

新潟県五泉市太田1094番地1 五泉市役所 都市整備課 都市計画係

TEL : 0250 - 43 - 3911(内線 338・347・348)

FAX : 0250 - 41 - 0006

E-mail: tosei@city.gosen.lg.jp